各教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に限る。）	各教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る。） 大学が独自に設定する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に関する内容を含むものに限る。）
教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（教育の方法及び技術に限る。）	教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る。） 大学が独自に設定する科目（教育の方法及び技術に関する内容を含むものに限る。）
教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に限る。）	教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る。） 大学が独自に設定する科目（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に関する内容を含むものに限る。）

○厚生労働省令第百三十七号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第三十六条第一号及び船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第七条第一号の規定に基づき、健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月四日

厚生労働大臣　田村　憲久

健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める基準）	（令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める基準）
第八十六条の二　令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める基準は、出生した時点における在胎週数が二十八週以上であることとする。	**第八十六条の二**　令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める基準は、出生した者が、出生した時点において次の各号のいずれかに該当することとする。 一　体重が一千四百グラム以上であり、かつ、在胎週数が三十二週以上であること。 二　前号に掲げるもののほか、在胎週数が二十八週以上であり、かつ、厚生労働大臣が定めるものに該当すること。
（削る）	
（削る）	

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第七条第一号の厚生労働省令で定める基準）	（令第七条第一号の厚生労働省令で定める基準）
第七十四条　令第七条第一号の厚生労働省令で定める基準は、出生した時点における在胎週数が二十八週以上であることとする。	**第七十四条**　令第七条第一号の厚生労働省令で定める基準は、出生した者が、出生した時点において次の各号のいずれかに該当することとする。 一　体重が一千四百グラム以上であり、かつ、在胎週数が三十二週以上であること。 二　前号に掲げるもののほか、在胎週数が二十八週以上であり、かつ、健康保険法施行規則第八十六条の二第二号に規定する厚生労働大臣が定めるものに該当すること。
（削る）	
（削る）	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和四年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前の出産に係る健康保険法施行規則第八十六条の二及び船員保険法施行規則第七十四条の規定の適用については、なお従前の例による。